

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十条の二第一項第二号の規定に基づき、型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして経済産業大臣が認める国際法定計量機関の加盟国の型式承認機関

平成30年1月10日

経済産業大臣 世耕 弘成

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十条の二第一項第二号に基づき、型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして経済産業大臣が認める国際法定計量機関の加盟国の型式承認機関は、次のとおりとする。

国際法定計量機関の加盟国	型式承認機関	型式承認制度に係る証明書の種別※	対象特定計量器
英国	NMRO, National Measurement and Regulation Office	MAA 証明書	非自動はかり
オランダ王国	NMi Certin B.V.	MAA 証明書	非自動はかり
		基本証明書	非自動はかり
		基本証明書	自動車等給油メーター
		MAA 証明書	非自動はかり
オーストラリア連邦	NMI, National Measurement Institute of Australia	MAA 証明書	非自動はかり
スイス連邦	Federal Office of Metrology METAS	MAA 証明書	非自動はかり
スロバキア共和国	SLM, Slovak Legal Metrology (Banská Bystrica)	MAA 証明書	非自動はかり
大韓民国	KATS, Korean Agency for Technology and Standards	MAA 証明書	非自動はかり
中華人民共和国	AQSIQ, General Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine	MAA 証明書	非自動はかり

デンマーク王国	Dansk Elektronik Lys & Akustik	MAA 証明書	非自動はかり
ドイツ連邦共和国	PTB, Physikalisch-Technische Bundesanstalt	MAA 証明書	非自動はかり
		基本証明書	非自動はかり
フランス共和国	LNE, Laboratoire National de Métrologie et d'Essais	MAA 証明書	非自動はかり

※：型式承認制度に係る証明書の種別について

- MAA 証明書：国際法定計量機関（以下、「OIML」という。）における「計量器の型式評価国際相互受け入れ取決めの枠組み（Mutual Acceptance Arrangement、MAA）」に基づき、OIML 加盟国の型式承認機関が作成する型式承認に係る証明書。
- 基本証明書：OIML における基本証明書制度に基づき OIML 加盟国の型式承認機関が作成する型式承認に係る証明書のうち、型式の承認等に必要な技術的能力を持つものとして、経済産業大臣が適切であると認めた機関が作成する証明書。